

全国特産品流通拠点化推進事業補助金実施要領

平成 28 年 7 月 1 日 沖縄県商工労働部長決裁

(通則)

第 1 条 全国特産品流通拠点化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、全国特産品流通拠点化推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

(県外渡航支援に係る補助対象経費)

第 3 条 交付要綱別表 2 一 県外渡航支援の項の補助対象経費の欄に規定する補助対象経費は次に掲げるものとする。

(1) 航空賃 旅客運賃（往復割引の額を上限とする。但し、多客期等、往復割引適用外の期間又は往復割引の適用がない旅行は、普通運賃の額を上限とする。なお、クラス J、プレミアムクラス等特別席料金は含まない。）、旅客施設使用料、発券手数料等航空機の利用に要する費用。

(2) 県外での宿泊料 手配手数料を含め 1 泊あたり 9,800 円（税込）を上限とする。

2 交付要綱別表 2 一 県外渡航支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。

(1) 沖縄県内離島を拠点とする事業者が、沖縄本島を經由して県外渡航する場合の本島と離島間の航空賃または船舶運賃、及び乗継時間の関係等やむを得ない事情で必要となる県内宿泊料（一泊あたり税込 9,800 円）。

(2) イベントもしくは実演販売のために必要な調理等を行う者の渡航及び宿泊に係る経費

(海外流通事業者招聘支援に係る補助対象経費)

第 4 条 交付要綱別表 2 二 海外流通事業者招聘支援の項の補助対象経費の欄に規定する補助対象経費は次に掲げるものとする。

(1) 航空賃 旅客運賃（運賃の等級はエコノミークラスとする。）、燃油サーチャージ、航空保険特別料金、空港税、発券手数料等航空機の利用に要する費用。

(2) 県外での宿泊料 手配手数料を含め 1 泊あたり 9,800 円（税込）を上限とする。

2 交付要綱別表 2 二 海外流通事業者招聘支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。

(1) 県内を經由して県外へ招聘する際、経済的に合理性が認められる場合、あるいは乗継時間の関係でやむを得ない場合に必要となる県内における宿泊料（一泊あたり税込

9,800円)。

(2) 海外流通事業者取材目的で同行したメディア関係者1名分の渡航及び宿泊に係る経費

3 招聘対象者は、当該年度内に同一人物を2回以上招聘することが出来ない。

(補助対象外経費)

第5条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。なお、県外渡航支援は、30万円以内を上限として複数回分の渡航予定を一括した枠として申請(以下「渡航一括申請」という。)することができる。

(1)初回申請時のみ必要となるもの

- ・申請者の履歴事項証明書の写し
- ・県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税)
- ・国税納税証明書(法人税又は申告所得税 ※様式その3の3)
- ・誓約書・確認書(別紙1-1)
- ・年間計画書(別紙1-2)

(2)申請の都度必要となるもの

- ・会社概要(別紙2)
- ・企画書(別紙3)
- ・収支計算書(別紙4)、収支計算書内訳(別紙4-1)
- ・上記に係る見積書等(県外渡航支援の場合は不要)

2 県外渡航支援について、設立1年未満の事業者で、決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。

3 海外流通事業者招聘支援について、設立1年未満の事業者で、決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、当該企業としての全国特産品輸出実績を証する書類(BL及びインボイス等)を提出することで、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。

4 収支計算書においては、積算した補助対象額から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- ・成果報告書(別紙5)、売上・成約実績表(別紙5-1)
- ・収支計算書(別紙4)、収支計算書内訳(別紙4-1)

- ・上記の実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- ・上記に係る領収書等証拠書類
- ・その他参考となる書類

2 収支計算書においては、実際に支出した補助対象額から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

(為替レート)

第8条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(雑則)

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。